

独立行政法人統計センター職員給与規程

平成 15 年 4 月 1 日
統計センター規程第 16 号
最終改正 令和 8 年 1 月 27 日

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 給与
 - 第1節 奉給（第6条—第13条）
 - 第2節 諸手当（第14条—第32条）
- 第3章 給与の特例（第33条—第41条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第57条第2項の規定に基づき、独立行政法人統計センター（以下「センター」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 職員の給与に関しては、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（適用範囲）

第3条 この規程は、通則法第26条の規定により、センターの理事長が職員として任命した者（以下「職員」という。）に適用する。ただし、常時勤務を要しない職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「国公法」という。）第60条の2第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第23条第2項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）を除く。）の給与については別に定める。

（給与の支払）

第4条 この規程に基づく給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、次の各号の一に該当するものは、給与支払いの際に控除する。

- （1）法令で定めるもの
- （2）労基法第24条第1項ただし書きに規定する労使協定によるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合において、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、法律又は理事長が定めた諸規程に基づかずに職員に対して支給してはならない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。
- 5 職員が職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給されない。

(給与の区分)

第5条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

第2章 紙与

第1節 傅給

(俸給の決定)

第6条 職員の受ける俸給は、所定の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件及び職員が發揮した能力を考慮し、俸給表に定める職務の級及び号俸により決定する。

2 傅給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 事務職俸給表（別表第1）
- (2) 技能職俸給表（別表第2）
- (3) 専門スタッフ職俸給表（別表第3）
- (4) 審議役俸給表（別表第4）

3 前項第1号から第3号までの俸給表（以下「職務の級を有する俸給表」という。）を適用する職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

4 職務の級を有する俸給表を適用する職員の職務の級は、理事長が定める基準に従い決定する。

(号俸の決定)

第7条 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（職務の級を有する俸給表の適用を受ける職員が審議役俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。）等における号俸は、理事長が定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、次条に規定する日に、同日前において理事長が定める日以前1年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が国公法第82条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるものにあっては1号俸）とすることを標準として理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 次に掲げる職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその

者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 55歳（技能職俸給表適用職員にあっては、57歳）を超える職員（専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるものを除く。）特に良好である場合
 - (2) 事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上である職員及び審議役俸給表の適用を受ける職員 特に良好である場合
 - (3) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級又は4級であるもの次に掲げる職員の職務の級の区分に応じ、それぞれ次に定める場合
 - ア 3級 特に良好である場合
 - イ 4級 極めて良好である場合
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級（審議役俸給表の適用を受ける職員にあっては当該俸給表）における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 7 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(昇給の時期)

第8条 前条第3項に規定する昇給の時期は、毎年1月1日とする。

(予算遵守の原則)

第9条 第6条第4項に規定する職員の職務の級の決定及び第7条に規定する昇給については、独立行政法人統計センター事業計画の人件費の見積り（以下「人件費見積り」という。）を考慮して行うものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員)

第10条 定年前再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、第6条第4項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程（統計センター規程第8号。以下「勤務時間等規程」という。）第5条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の俸給月額とする。

(俸給の支給日)

第11条 俸給の支給日は、毎月1回、その月の16日とし、その月の俸給の全額を支給する。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

- (1) 16日が日曜日に当たるとき 17日（17日が勤務時間等規程第15条第1項に規定する休日（以下「休日等」という。）に当たるとときは、18日）
- (2) 16日が土曜日に当たるとき 15日（15日が休日等に当たるとときは、18日）
- (3) 16日が休日等に当たるとき 17日

2 理事長は、特別の事情により必要であると認める場合には、前項の規定にかかわらず、

一の月の俸給の期間を2つの期間に振り分け、当該各期間においてそれぞれ俸給の支給日を定め、俸給を支給することができる。

(非常時払い)

第12条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、結婚、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、俸給の支給日前であっても、請求の日までの俸給を日割により支給する。

(俸給の日割計算)

第13条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 センターの職員から引き続き検察官又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員、通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち理事長が定めるものの職員（以下「給与法適用職員等」という。）となった者には、その発令の日の前日まで俸給を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

5 第1項から第3項までの規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から勤務時間等規程第6条第2項、第6条の2第1項、第14条第1項及び第2項の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 諸手当

(職責手当)

第14条 職責手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員に支給する。

2 職責手当の月額は、職の区分及び職務の級に応じ、理事長が定めた額とする。ただし、その者の業務の成績に応じ、理事長はそれを増額し又は減額することができる。

3 前項に規定する月額のうち理事長が定める職の月額には、労基法第37条第4項に規定する深夜（午後10時から午前5時までの間）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。

(専門スタッフ職調整手当)

第14条の2 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるものが極めて高度の専門的な知識経験及び識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度及び困難度が特に高いものとして理事長が定める業務に従事することを命ぜられた場合は、当該職員には、当該業務に従事する間、専門スタッフ職調整手当を支給する。

2 専門スタッフ職調整手当の月額は、俸給月額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、専門スタッフ職調整手当の支給に関し必要な事項は、

理事長が定める。

(職務調整手当)

第14条の3 職務調整手当は、総務省と一体となって国の機関と調整等を行うセンターの業務の特殊性、困難性にかんがみ、事務職俸給表の適用を受ける職員のうち他の職員を指揮する職務の級にある職員及び審議役俸給表の適用を受ける職員で理事長が定める職員に支給する。

- 2 職務調整手当の月額は、職務の級に応じ、理事長が定めた額とする。ただし、その者の業務の成績に応じ、理事長はそれを増額し又は減額することができる。
- 3 第14条第3項の規定は、職務調整手当に準用する。

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び審議役俸給表の適用を受けるもの（以下「事務職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第16条 削除

(地域手当)

第17条 地域手当は、センターの所在する地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して当該地域に在勤する職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域区分に応じて、当該各号に定める割合

を乗じて得た額とする。

- (1) 東京都新宿区 100分の20
- (2) 和歌山県和歌山市 100分の4

3 地域手当の支給地域に所在する事務所（以下「地域手当支給事務所」という。）が特別の法律に基づく事務所の移転に関する計画その他の特別の事情による移転等をした場合において、当該移転等の直後の事務所の所在する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。）が当該移転等の日の前日の事務所の所在していた地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。以下「移転前の支給割合」という。）に達しないこととなるとき、又は当該移転等の直後の事務所の所在する地域が地域手当支給地域に該当しないこととなるときは、当該移転等をした事務所で理事長が別に定めるもの（以下「特別移転事務所」という。）に在勤する職員（理事長が別に定める職員を除く。）には、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、一定の期間、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に移転前の支給割合を特別移転事務所の所在する地域に係る第2項各号に定める割合に至るまで段階的に引き下げた割合で理事長が別に定めるものを乗じて得た月額の地域手当を支給する。

4 地域手当支給事務所に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。）において、当該異動若しくは移転（以下この項において「異動等」という。）の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合（第2項各号に定める割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。）が当該異動等の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるとき、又は当該異動等の直後に在勤する地域が地域手当の支給地域に該当しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、前項の規定により当該異動等に係るこの項本文の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、前3項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合（異動等後の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該改定後の異動等後の支給割合）以下となるときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号及び第3号において同じ。）
- (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- (3) 当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前2号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

5 紹与法適用職員等であった者が、引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、第2項第1号の地域以外の地域に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に

定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

(広域異動手当)

第17条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき理事長が定めるところにより算定した事務所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事務所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が定める場合を含む。）は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、職責手当、専門スタッフ職調整手当、職務調整手当及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適當と認められない場合として理事長が定める場合は、この限りではない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等（以下この項において「当初広域異動等」という。）の日から3年を経過する日までの間の異動等（以下この項において「再異動等」という。）により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 給与法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者（任用の事情等を考慮して理事長が定める者に限る。）又は異動等に準ずるものとして理事長が定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第17条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第18条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（賃間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,

000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。）第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が定める職員を除く。）

- (2) 第20条（単身赴任手当）第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ）が居住するための住宅（宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第19条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間に

つき、それぞれ次に定める額（第20条の2（在宅勤務等手当）第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が定める職員に限る。）にあっては、その額から、その額に理事長が定める割合を乗じて得た額を減じた額）

- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

（3）前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、勤務地域を異にすることとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）新幹線鉄道等に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定

めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 前項の規定は、新たに俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算定について準用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が定める日に支給する。
- 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

（単身赴任手当）

- 第20条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が定める額を加算した額）とする。

当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（在宅勤務等手当）

第20条の2 住居において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他理事長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、理事長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（給与の減額）

第21条 職員が勤務しないときは、休日等（勤務時間等規程第6条第2項、第6条の2第1項、第15条第2項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。）である場合、勤務時間等規程第19条第1項第1号から第3号までに規定する休暇（理事長が定めるものを除く）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が国公法第104条の規定による兼業の許可が与えられ、その割り振られた勤務時間の一部をさく場合は、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（超過勤務手当）

第22条 勤務時間等規程第6条及び第6条の2に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第6条第2項、第6条の2第1項、第14条第1項及び第2項の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間及び次条第1項に定める正規の勤務時間中に勤務した時間の合計が1箇月について60時間を超えた職

員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日給）

第23条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 前条第3項において60時間を超えた職員には、その60時間を超えて正規の勤務時間中に勤務した休日等の全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150の割合を乗じて得た額を休日給として支給する。

（端数計算）

第24条 第21条（給与の減額）に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第22条（超過勤務手当）及び前条（休日給）の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第25条 第21条（給与の減額）に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当及び職務調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 第22条（超過勤務手当）、第23条（休日給）に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当及び職務調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額、在宅勤務等手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。

3 前項に規定する1年間の起算日は、毎年4月1日とする。

（管理職員特別勤務手当）

第26条 第14条（職責手当）第1項の規定に基づき職責手当の支給を受ける職員のうち理事長が定める職員若しくは専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの（以下「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第6条第2項、第6条の2第1項、第14条第1項又は第15条第1項の規定に基づく週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め

る額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して、理事長が定める勤務をした職にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

（2）前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

（期末手当）

第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日（次条及び第29条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した職員（第33条（休職者の給与）第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額（事務職俸給表及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員で理事長が定める職にある職員（以下「特定管理職員」という。）にあっては100分の106.25を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1）6箇月 100分の100

（2）5箇月以上6箇月未満 100分の80

（3）3箇月以上5箇月未満 100分の60

（4）3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した職員にあっては、離職し、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

5 事務職俸給表又は技能職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び専門スタッフ職俸給表並びに審議役俸給表の適用を受けるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止め

た期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第82条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国公法第76条の規定により失職した職員(同法第38条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の一時差止め)

第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、国公法第90条の2に規定する処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるとときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、

期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求については、一時差止処分は国公法第89条第1項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第90条第1項に規定する職員と、前項の説明書は同法第90条の2の処分説明書とそれぞれみなして、同法第90条から第92条の2までの規定を適用する。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職し、又は死亡した職員（理事長が定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、理事長が別に定める場合を除き、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（離職し、又は死亡した職員にあっては、離職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25（特定管理職員にあっては、100分の126.25）を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25（特定管理職員にあっては、100分の61.25）を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 4 第27条（期末手当）第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条（勤勉手当）第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条（勤勉手当）第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第30条（勤勉手当）第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第31条 第22条（超過勤務手当）及び第23条（休日給）の規定は、管理職員には適用しない。

2 第15条（扶養手当）の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（諸手当の支給方法）

第32条 諸手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

第3章 給与の特例

（休職者の給与）

第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）第1条の2に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により国公法第79条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が国公法第79条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が国公法第79条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 国公法第79条の規定により休職にされた職員には、他の法律に別段の定がない限り、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条（期末手当）第1項に規定する基準日前1箇月以内に離職したときは、同項の規定により理事長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは、「第33条第7項」と読み替えるものとする。

（俸給の半減）

第34条 第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（理事長が定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（理事長が定める場合にあっては、1年）を超えて引き続き勤務しないとき

は、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置の係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項に規定するもののほか、俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が定める。

(育児休業中の給与)

第35条 独立行政法人統計センター育児休業等規程（統計センター規程第10号。「以下「育児休業等規程」という。）第3条第3項に規定する育児休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 第27条（期末手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（理事長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第30条（勤勉手当）第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある場合には、第1項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 職員が、育児休業等規程第17条第1項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合には、第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。
- 6 前5項に定めるもののほか、育児休業及び育児時間の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(育児短時間勤務職員等についての給与規程の特例)

第35条の2 育児休業等規程第10条第1項の規定による育児短時間勤務をしている職員及び育児休業等規程第15条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項、第2項、 第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第10条第1項	とする	に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第2項第2号	定年前再任用短時間 勤務職員	育児短時間勤務職員等
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、育児短時間勤務職員等が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもの

		ち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする
第22条第3項	前項	第35条の2
第27条第4項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第27条第4項 第27条第5項及び第30条第3項	専門スタッフ職調整手当	専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
	俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額
第27条第5項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
第27条第6項	理事長	育児短時間勤務職員等の勤務時間を考慮して理事長

(任期付短時間勤務職員についての給与規程の特例)

第35条の3 任期付短時間勤務職員についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項、第2項、第4項及び第5項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする
第19条第2項第2号	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第22条第1項	支給する	支給する。ただし、任期付児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）を乗じて得た額とする
第22条第3項	前項	第35条の3
第31条第2項	定年前再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

(介護休暇及び介護時間中の給与)

第36条 職員が、勤務時間等規程第29条第1項に規定する介護休暇又は同規程第30条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、介護休暇及び介護時間の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(永年勤続リフレッシュ休暇中の給与)

第36条の2 職員が、勤務時間等規程第32条第1項に規定する永年勤続リフレッシュ休暇の承認を受けて勤務しない場合には、第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、永年勤続リフレッシュ休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(理事長が特に必要と認める場合の特別休暇の給与)

第36条の3 職員が、勤務時間等規程別表第5十九の項に規定する特別休暇（理事長が無給と定めるものに限る。）の承認を受けて勤務しない場合には、第21条（給与の減額）の規定にかかわらず、その給与期間に勤務しない合計時間数（端数は1時間に切り上げ）につき、第25条（勤務1時間当たりの給与額の算出）に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 前項に定めるもののほか、前項の特別休暇の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(自己啓発等休業中の給与)

第37条 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第3条第1項に規定する自己啓発等休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

2 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 前2項に定めるもののほか、自己啓発等休業の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。

(第2号任期付研究員の給与に関する特例)

第38条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、第2号任期付研究員俸給表（別表第5）を適用する。

2 理事長は、第2号任期付研究員の号俸を、その者が従事する研究業務に応じて次の各号の基準に従い決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた

額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- (1) 博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 1号俸
- (2) 博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 2号俸
- (3) 博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務に従事する場合 3号俸

(任期付研究員業績手当)

第39条 理事長は、前条の規定により第2号任期付研究員の俸給月額が決定された際に期待された研究成果、研究活動等に照らして特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、その俸給月額に相当する額の範囲内で任期付研究員業績手当として支給することができる。

- 2 前条の規定による俸給月額の決定及び前項の規定による任期付研究員業績手当の支給は、人件費見積りの範囲内で行わなければならないものとする。
- 3 任期付研究員業績手当は、12月1日（以下「基準日」という。）に在職する第2号任期付研究員のうち、第2号任期付研究員として採用された日から当該基準日までの間（任期付研究員業績手当の支給を受けたことのある者にあっては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の第2号任期付研究員としての研究業務に特に顕著な研究業績を挙げたと認められる第2号任期付研究員に対し、当該基準日の属する月の期末手当及び勤勉手当支給細則第24条に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(第2号任期付研究員における給与規程の適用除外等)

第40条 第6条から第8条まで、第14条、第15条、第18条、第26条及び第30条の規定は、第2号任期付研究員には、適用しない。

- 2 第2号任期付研究員に対する第27条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。

(配偶者同行休業中の給与)

第40条の2 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律 第78号）

第3条第1項に規定する配偶者同行休業の承認を受けている職員には、その期間中の給与は支給しない。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、配偶者同行休業の給与に關し必要な事項は、理事長が定める。

(補則)

第41条 この規程に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第27条第2項の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

3 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する第35条第2項の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成21年6月に支給する期末手当に関する第27条の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とあるのは「100分の110」とあるのは「100分の60」とする。

(平成21年6月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

5 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第30条の適用については、同条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

6から9まで 削除

附 則 (平成15年10月27日)

(施行期日)

1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。ただし、第19条第2項から第8項までの改正規定、第27条第2項の改正規定及び同条第3項の改正規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切り替え等)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができ

る。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき理事長が定めるものの規定に従つて定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 5 平成15年12月に支給する期末手当に関する第27条の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の140を」とあるのは「100分の125を」と、同条第3項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」と、「100分の120」とあるのは「100分の120」とあり、及び「100分の125」とする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 6 平成15年12月に支給する期末手当の額は、前項の規定による第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(補則)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成17年11月14日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、平成15年7月1日から適用する。
- (職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切り替え等)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けている号俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき理事長が定めるものの規定に従つて定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日））において職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(補則)

- 6 附則各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成18年3月20日）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、理事長が定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において別表第1及び別表第2の俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次号及び次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（理事長が定める職員にあっては、理事長が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 前項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)
- 5 切替日の前日において別表第1及び別表第2の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、理事長が定める。
(切替日前の異動者の号俸の調整)
- 6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程及びこれに基づく初任給、昇格、昇給等の基準（平成15年4月1日理事長決定）に従って定められたものでなければならない。
(俸給の切替えに伴う経過措置)
- 8 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人統計センター職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年11月30日）（以下この項において「改正規程」という。）附則第1項）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）附則第6項の事務職俸給表の適用を受ける職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。
- 一 改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1
- 二 前項に掲げる職員以外の職員 100分の99.34
- 9 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情

等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

1 1 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する第27条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第27条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と改正後の給与規程附則第7項の規定による俸給の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与規程の適用に関する特例）

1 2 平成22年3月31日までの間における次表の左欄に掲げる給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第4項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第5項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸
第17条第2項	100分の18	100分の18を超えない範囲内で理事長が定める割合

1 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

俸 級 表	旧 級	新 級
事務職俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
技能職俸給表	3級	
	4級	3級
	5級	4級
	6級	5級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

イ 事務職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

号俸	経過期間									
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25

12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				

	6月以上9月未満		91	68	95	83				
	9月以上12月未満		92	68	96	84				
	12月以上		93	69	97	85				
24	3月未満		93	69	97	85				
	3月以上6月未満		94	70	98	86				
	6月以上9月未満		95	71	99	87				
	9月以上12月未満		96	72	100	88				
	12月以上		97	73	101	89				
25	3月未満		97	73	101					
	3月以上6月未満		98	73	102					
	6月以上9月未満		99	74	103					
	9月以上12月未満		100	74	104					
	12月以上		101	75	105					
26	3月未満		101	75	105					
	3月以上6月未満		102	75	106					
	6月以上9月未満		103	76	107					
	9月以上12月未満		104	76	108					
	12月以上		105	77	109					
27	3月未満		105	77						
	3月以上6月未満		106	78						
	6月以上9月未満		107	79						
	9月以上12月未満		108	80						
	12月以上		109	81						
28	3月未満		109	81						
	3月以上6月未満		110	82						
	6月以上9月未満		111	83						
	9月以上12月未満		112	84						
	12月以上		113	85						
29	3月未満		113							
	3月以上6月未満		114							
	6月以上9月未満		115							
	9月以上12月未満		116							
	12月以上		117							
30	3月未満		117							
	3月以上6月未満		118							
	6月以上9月未満		119							
	9月以上12月未満		120							
	12月以上		121							
31	3月未満		121							
	3月以上6月未満		122							
	6月以上9月未満		123							
	9月以上12月未満		124							
	12月以上		125							
32	3月未満		125							
	3月以上6月未満		125							
	6月以上9月未満		125							
	9月以上12月未満		125							
	12月以上		125							

口 技能職俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満	1	1	5	1	1	

	3月以上6月未満	1	1	6	1	1
	6月以上9月未満	1	1	7	1	1
	9月以上12月未満	1	1	8	1	1
	12月以上	1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	12	1	1
	12月以上	5	5	13	1	1
3	3月未満	5	5	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	16	1	1
	12月以上	9	9	17	1	1
4	3月未満	9	9	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	20	1	1
	12月以上	13	13	21	1	1
5	3月未満	13	13	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	24	4	1
	12月以上	17	17	25	5	1
6	3月未満	17	17	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	28	8	4
	12月以上	21	21	29	9	5
7	3月未満	21	21	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	32	12	8
	12月以上	25	25	33	13	9
8	3月未満	25	25	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	36	16	12
	12月以上	29	29	37	17	13
9	3月未満	29	29	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	40	20	16
	12月以上	33	33	41	21	17
10	3月未満	33	33	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	44	24	20
	12月以上	37	37	45	25	21
11	3月未満	37	37	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	48	28	24
	12月以上	41	41	49	29	25
12	3月未満	41	41	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	51	31	27

	9月以上 12月末満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上 6月末満	46	46	42	54	34	30
	6月以上 9月末満	47	47	43	55	35	31
	9月以上 12月末満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上 6月末満	50	50	46	58	38	34
	6月以上 9月末満	51	51	47	59	39	35
	9月以上 12月末満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上 6月末満	54	54	50	62	42	38
	6月以上 9月末満	55	55	51	63	43	39
	9月以上 12月末満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上 6月末満	58	58	54	66	46	42
	6月以上 9月末満	59	59	55	67	47	43
	9月以上 12月末満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上 6月末満	62	62	58	70	50	46
	6月以上 9月末満	63	63	59	71	51	47
	9月以上 12月末満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上 6月末満	66	66	62	74	54	50
	6月以上 9月末満	67	67	63	75	55	51
	9月以上 12月末満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上 6月末満	70	70	65	78	58	54
	6月以上 9月末満	71	71	66	79	59	55
	9月以上 12月末満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上 6月末満	74	74	67	82	62	58
	6月以上 9月末満	75	75	68	83	63	59
	9月以上 12月末満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上 6月末満	78	78	70	86	66	62
	6月以上 9月末満	79	79	71	87	67	63
	9月以上 12月末満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上 6月末満	82	82	73	90	70	66
	6月以上 9月末満	83	83	74	91	71	67
	9月以上 12月末満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上 6月末満	86	86	75	94	74	69
	6月以上 9月末満	87	87	76	95	75	69
	9月以上 12月末満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69

24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未満	109	109	89	117		
	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第一の新級欄に二の職務の級が掲げられている職務の級
である職員の号俸の切替表（附則第3項関係）

旧 号 俸	新 級 経過期間	9 級		10 級	
		9 級	10 級	9 級	10 級

1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2

	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

附 則（平成19年3月6日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月1日）

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日）

（施行期日）

- この規程は、平成19年12月1日から施行する。ただし、第15条第3項及び第16条第3項の改正規定並びに改正後の別表第1及び別表第2は、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 平成19年4月1日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が定める職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が定めるところによる。
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
(補則)

5 附則各項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成20年3月31日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日）

（施行期日）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（独立行政法人統計センター職員給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から68号俸まで

	2級	1号俸から32号俸まで
--	----	-------------

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成21年12月28日）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月26日）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月20日）

この規程は、平成22年4月22日から施行し、改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年11月30日）

（施行期日）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人統計センター職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びに職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第6項の規定の適用を受けず、かつ、附則（平成18年3月20日）第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（改正後の給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、

在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第6項の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは、「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(補則)

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則(平成23年3月31日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において独立行政法人統計センター職員給与規程第7条第3項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 独立行政法人統計センター育児休業等規程(以下「育児休業等規程」という。)第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 4 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則（平成23年10月13日）

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成24年6月に職員に支給する期末手当の額は、給与規程第27条第2項（同条第3項又は給与規程第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（給与規程第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成23年4月1日（同月2日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員以外の者、職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（給与規程附則（平成18年3月20日）第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。）又は第2号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、職責手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第20条第2項に規定する理事長が定める額を除く。）の月額（給与規程附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
事務職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで

	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成24年3月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給与規程の特例）

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）第6条第2項各号及び第38条に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（給与規程附則（平成18年3月20日改正）第8項から第10項の規定による俸給を含み、当該職員が給与規程第34条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（給与規程附則（平成18年3月20日改正）第8項から第10項の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級又は号俸	割合
事務職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技能職俸給表	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
第2号任期付 研究員俸給表	全ての号俸	100分の7.77

2 特例期間においては、給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給。

に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 職責手当 当該職員の職責手当（区分がⅠ種からⅢ種の者に限る。）の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の職責手当（区分がⅠ種からⅢ種の者に限る。）に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 給与規程第33条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給さる給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
 - イ 給与規程第33条第1項 前項及び前各号に定める額
 - ロ 給与規程第33条第2項又は第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ハ 給与規程第33条第4項 前項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ニ 給与規程第33条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ホ 給与規程第33条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- 3 特例期間においては、給与規程第21条から第23条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第25条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - 一 職責手当の区分がⅠ種、Ⅱ種又はⅢ種の職員 給与規程第25条の規定により算出した給与額から俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに職責手当の月額にこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額
 - 二 前号以外の職員 給与規程第25条の規定により算出した給与額から俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額
- 4 特例期間においては、給与規程附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第5号まで及び第3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から給与規程附則第6項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から給与規程附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第6項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第6項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定によ

り読み替えられた前項及び前各号」と、同号口及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号亦中「第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第3号」と、第3項第1号中「地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に」とあるのは「地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額から給与規程附則第8項第1号の規定により給与額から減ずることとされた額に相当する額を減じた額に」と、同項第2号中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第8項第2号の規定により給与額から減ずることとされた額に相当する額を減じた額に」とする。

(育児休業中の給与に関する特例)

第3条 特例期間においては、給与規程第35条第5項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「給与規程附則（平成24年3月28日）（以下「改正後の附則」という。）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(介護休暇中の給与に関する特例)

第4条 特例期間においては、給与規程第36条第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(永年勤続リフレッシュ休暇中の給与に関する特例)

第5条 特例期間においては、給与規程第6条の2第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(理事長が特に必要と認める場合の特別休暇の給与に関する特例)

第6条 特例期間においては、給与規程第6条の3第1項の規定の適用については、同項中「第25条」とあるのは、「改正後の附則第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

(任期付研究員業績手当に関する特例)

第7条 特例期間においては、給与規程第39条第1項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

第8条 平成24年4月1において理事長が定める年齢に満たない職員（その職務の級における最高の号俸を受けるもの及び第2号任期付研究員俸給表の適用を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の給与規程第7条第3項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1における

る号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 3 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 独立行政法人統計センター育児休業等規程（以下「育児休業等規程」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 6 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項から第3項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（端数計算）

第9条 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第10条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成25年11月27日）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日）

この規程は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平成26年3月28日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第19条第2項の改正規定及び改定後の別表第1から別表第3までは、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第4条 平成27年3月31日までの間における給与規程第7条第4項（給与規程第35条の2及び第35条の3の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成27年3月27日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けている俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）第6条第2項第1号に規定する事務職俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が6級以上である者及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等

を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるとときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

第4条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程第14条の2第2項、第27条第5項（第30条第4項及び第35条の2において準用する場合を含む。以下この項について同じ。）並びに附則第6項第2号から第5号の規定の適用については、給与規程第14条の2第2項及び第27条第5項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と給与規程附則（平成27年3月27日）第3条の規定による俸給の額との合計額」と、給与規程附則第6項第2号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額（以下この条において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」という。）」と、同項第3号、第4号、第5号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額」とする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程附則（平成22年11月30日）第5項の規定の適用については、同項中「、第2号」とあるのは「から第3号まで」と、「減じた」とあるのは「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額（以下この項において「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当額」という。）」と、「を減じた」と、「同項第4号」とあるのは「同項第3号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当額」と、同第3号と、「専門スタッフ職調整手当の月額を」とあるのは「俸給月額対応専門スタッフ職調整手当月額を」とする。

3 前条の規定による俸給を支給される第2号任期付研究員に関する給与規程第39条第1項及び第2項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と給与規程附則（平成27年3月27日）第3条の規定による俸給の額との合計額」とする。

（補則）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成28年2月3日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改定後の別表第1から第3及び附則第2条は、平成27年4月1日から、附則第3条及び附則第4条は、平成27年12月1日から適用する。

（地域手当に関する特例）

第2条 平成28年3月31日までの間における第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは「100分の18.5」とする。

（平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

第3条 平成27年12月における第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の80」とあるのは「100分の85」、「100分の100」とあるのは「100分の105」、同第2号中「100分の37.5」とあるのは「100分の40」、「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

（平成27年12月に支給する期末手当に関する特例）

第4条 平成27年12月における第40条第2項の適用については、同条第2項中「100分の157.5」とあるのは「100分の160」とする。

(給与の内払)

第5条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成28年12月7日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改定後の別表第1から第3は、平成28年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、平成28年12月1日から、独立行政法人統計センター職員給与規程（統計センター規程第16号。以下「給与規程」という。）第36条は、平成29年1月1日から適用する。

(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第2条 平成28年12月における給与規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、同第2号中「100分の40」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の50」とあるのは「100分の52.5」と、附則第9項の適用については、同項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.350」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.650」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

(平成28年12月に支給する期末手当に関する特例)

第3条 平成28年12月における給与規程第40条第2項の適用については、同条第2項中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当の月額等の特例措置)

第5条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における給与規程第15条及び第16条の適用については、以下のとおり取り扱うものとする。

給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、給与規程第15条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの（以下「事務職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」

と、給与規程第16条第1項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、その旨を含む。）」と、給与規程第16条第1項第1号中「場合（事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、給与規程第16条第1項中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」と、給与規程第16条第2項中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となつた日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となつた日」とあるのは「死亡した日」と、給与規程第16条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるの

は「扶養親族」とする。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成29年3月30日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月27日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第30条及び第40条並びに別表第1から第4は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成30年3月28日）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年4月1日における号俸の調整)

第2条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において給与規程第7条第3項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

2 育児休業等規程第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業等規程第15条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 育児休業等規程第16条第2項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人統計センター職員の勤務時間、休暇等に関する規程第5条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(扶養手当の月額等の特例措置)

第3条 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、給与

規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び専門スタッフ俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級であるもの(以下「事務職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」、同条第2項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

2 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間における給与規程第15条第1項ただし書き及び第16条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」と、「事務職8級職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び事務職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」、同条第2項中「扶養親族(事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、事務職9級以上職員等から事務職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、事務職9級以上職員等以外の職員から事務職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係る

るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が事務職9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（事務職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「事務職8級職員等が事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等が事務職8級以上職員等」と、同項第6号中「事務職8級職員等及び事務職9級以上職員等」とあるのは「事務職8級以上職員等」と、「が事務職8級職員等」とあるのは「が事務職8級以上職員等」とする。

（補則）

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（平成30年12月26日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成31年1月1日から施行する。ただし、別表第1から第4は、平成30年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、平成30年12月1日から適用する。

（平成30年12月に支給する期末手当に関する特例）

第2条 平成30年12月における同規程第27条第2項の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の137.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の117.5」と、同条第3項の適用については、同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の62.5」とあるのは「100分の70」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の170」とする。

（平成30年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

第3条 平成30年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の57.5」とする。

（給与の内払）

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（補則）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和元年12月18日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年1月1日から施行する。ただし、同規程第18条及び本附則第5条は令和2年4月1日から、別表第1、第2及び第4は、平成31年4月1日から、本附則第2条及び第3条は、令和元年12月1日から適用する。

(令和元年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和元年12月における同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

(令和元年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第3条 令和元年12月における同規程第30条第2項第1号の適用については、同項第1号中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

第5条 令和2年4月1日の前日において改正前の同規程第18条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（理事長が定める職員を除く。）に対しては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、改正後の同規程第18条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

一 改正後の同規程第18条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

二 旧手当額から改正後の同規程第18条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和2年12月7日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年1月1日から施行する。ただし、附則第2条は、令和2年12月1日から適用する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和2年12月における同規程第27条第2項（同条第3項又は給与規程第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

(給与の内払)

第3条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和3年6月25日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和3年7月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和4年1月20日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和4年5月23日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年5月23日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第27条第2項（同条第3項又は第40条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（第35条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあっては、当該退職した日）における次の各号に掲げる職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が

基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロ及びハに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

ロ 特定管理職員 107.5分の15

ハ 第2号任期付研究員 167.5分の10

二 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

イ ロに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

ロ 特定管理職員 62.5分の10

(端数計算)

第3条 基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則 (令和4年11月22日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。ただし、別表第1、第2及び第5は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第2条 令和4年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の60」とする。

(令和4年12月に支給する期末手当に関する特例)

第3条 令和4年12月における同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則 (令和5年3月31日)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(特定日以後の俸給月額に関する経過措置)

第2条 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳（次の各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の4月1日（附則第3項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、給与規程第6条第4項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第7条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- (1) 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）第1条の規定による改正前の国家公務員法（次号及び次項第2号において「令和5年旧国家公務員法」という。）第81条の2第2項第2号に掲げる職員に相当する職員として理事長が定める職員 63歳
- (2) 令和5年旧国家公務員法第81条の2第2項第3号に掲げる職員に相当する職員のうち、理事長が定める職員 60歳を超える64歳を超えない範囲内で理事長が定める年齢

2 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時の職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常勤を要しない職員
- (2) 令和5年旧国家公務員法第81条の2第2項第1号に掲げる職員に相当する職員として理事長が定める職員及び同項第3号に掲げる職員に相当する職員のうち理事長が定める職員
- (3) 国家公務員法第81条の5第1項又は第2項の規定により同法第81条の2第1項に規定する異動期間（同法第81条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第81条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (4) 国家公務員法第81条の6第2項ただし書に規定する職員
- (5) 国家公務員法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第81条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

3 国家公務員法第81条の2第3項に規定する他の官職への降任等をされた職員であって、当該他の官職への降任等をされた日（以下この項及び附則第5項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第1項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下この項において「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（理事長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第1項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- 4 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額との合計額が給与規程第6条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第6条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員の受ける俸給月額」とする。
- 5 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（附則第1項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第3項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 6 附則第3項又は前項の規定による俸給を支給される職員以外の附則第1項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第3項又は前2項の規定による俸給を支給される職員に対する給与規程第14条の2第2項及び第27条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第3項、第5項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 附則第1項の規定の適用を受ける職員に対する国家公務員法第75条第2項及び第89条第1項の規定の適用については、同法第75条第2項中「この法律」とあるのは「この法律若しくは独立行政法人統計センター職員給与規程附則第2条第1項」と、同法第89条第1項中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び独立行政法人統計センター職員給与規程附則第2条第1項の規定による降給」とする。
- 9 附則第1項から前項までに定めるもののほか、附則第1項の規定による俸給月額、附則第3項の規定による俸給その他附則第1項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

（暫定再任用職員の給与）

- 第3条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（短時間勤務の官職を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この条項及び次項において同じ。）の俸給月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第6条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 2 育児休業等規程第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、勤務時間等規程第5条第1項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の俸給月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与規程第6条第2項に規定する俸給表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準俸給月額のうち、同条第4項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等規程第5条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第19条第2項及び第22条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第27条第3項の規定を適用する。
- 6 改正後の給与規程第30条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 削除

（給与の内払）

第4条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

（補則）

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和5年12月18日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年1月1日から施行する。ただし、別表第1から第5までは、令和5年4月1日から、附則第2条及び第3条は、令和5年12月1日から適用する。

（令和5年12月に支給する期末手当に関する特例）

第2条 令和5年12月における同規程第27条第2項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、同条第3項の適用については、同項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の170」とあるのは「100分の175」する。

（令和5年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

第3条 令和5年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、

同項第2号中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは「100分の60」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和6年3月21日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年1月22日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年2月1日から施行する。ただし、同規定第25条、別表第1から第5までは、令和6年4月1日から、附則第2条及び第3条は、令和6年12月1日から適用する。

(令和6年12月に支給する期末手当に関する特例)

第2条 令和6年12月における同規程第27条第2項の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、同条第3項の適用については、同項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」する。

(令和6年12月に支給する勤勉手当に関する特例)

第3条 令和6年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」と、「100分の60」とあるのは「100分の61.25」とする。

(給与の内払)

第4条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(補則)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附 則（令和7年3月27日）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において別表第1から別表第4の俸給表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び理事長の定めるこれに準ずるものとした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規程第15条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの、専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上であるもの及び審議役俸給表の適用を受ける職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与規程第17条第2項第2号の適用については、「100分の4」とあるのは「100分の5」とする。

（切替日前に異動等があった職員等の地域手当に関する経過措置）

第6条 切替日の前日までに改正前の給与規程第17条第4項に規定する異動等のあった職員又は同条第5項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第60条の2第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び国家公務員法等の一部を改正する法律附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、改正後の給与規程第17条第4項中「から3年」とあるのは「から2年」、同項中

「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（3）当該異動等の日から同日以後3年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の60を乗じて得た割合

とあるのは「(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合」として同条の規定を適用する。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

第7条 改正後の給与規程第19条第4項及び給与規程第20条第3項の規定は、切替日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（補則）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

附則別表 号俸の切替表（附則第2条関係）

ア 事務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	

41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					

88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 技能職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9

18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37
46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56

65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		

112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

ウ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸		
	1級	2級	3級
1	1	1	1
2	1	2	2
3	1	3	3
4	1	4	4
5	1	5	5
6	1	6	6
7	1	7	7
8	1	8	8
9	1	9	9
10	1	10	10
11	1	11	11
12	1	12	12
13	1	13	13
14	2	14	14
15	3	14	15
16	4	15	15
17	5	15	16
18	6	16	17
19	7	16	17
20	8	17	18
21	9	17	18

22	10	17	
23	11	17	
24	12		
25	13		
26	14		
27	15		
28	16		
29	17		
30	18		
31	19		
32	20		
33	21		
34	22		
35	23		
36	24		
37	25		
38	26		
39	27		
40	28		
41	29		
42	30		
43	31		
44	32		
45	33		
46	34		
47	35		
48	36		
49	37		
50	38		
51	39		
52	40		
53	41		
54	42		
55	43		
56	44		
57	45		
58	46		
59	47		
60	48		
61	49		
62	50		
63	51		
64	52		
65	53		
66	54		
67	55		
68	56		

69	57		
70	58		
71	59		
72	60		
73	61		
74	62		
75	63		
76	64		
77	65		

エ 審議役俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸
1	1
2	1
3	1
4	1
5	2
6	2
7	2
8	2
9	3
10	3
11	3
12	3
13	3
14	4
15	4
16	4
17	4
18	4
19	5
20	5
21	5
22	5
23	5
24	6
25	6
26	6
27	7
28	7
29	7
30	8
31	8
32	9
33	9
34	10
35	10

36	11
37	11
38	11
39	12
40	12
41	13
42	14
43	14
44	14
45	15
46	15
47	16
48	16
49	17
50	17
51	17
52	18
53	18
54	19
55	19
56	20
57	20
58	20

附 則（令和8年1月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年2月1日から施行する。ただし、同規程第14条の3、第19条、別表第1から第5まで、附則第2条は、令和7年4月1日から、附則第3条及び第4条は、令和7年12月1日から適用する。

（暫定再任用職員の給与）

第2条 同規程第7条、第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。
(令和7年12月に支給する期末手当に関する特例)

第3条 令和7年12月における同規程第27条第2項の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、同条第3項の適用については、同項中「100分の71.25」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の61.25」とあるのは「100分の62.5」と、同規程第40条第2項の適用については、同項中「100分の175」とあるのは「100分の177.5」する。

（令和7年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

第4条 令和7年12月における同規程第30条第2項第1号及び第2号の適用については、同項第1号中「100分の106.25」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」と、同項第2号中「100分の51.25」とあるのは「100分

の 5 2. 5」と、「100 分の 61. 25」とあるのは「100 分の 62. 5」とする。

(給与の内払)

第5条 改正後の給与規程を適用する場合においては、改正前の給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程による給与の内払とみなす。

(補則)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、国の行政機関に勤務する職員の例に準ずる。

別表第1 事務職俸給表（第6条第2項関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		号俸	俸給月額								
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			

	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800		
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000		
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300		
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600		
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800		
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000		
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300		
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600		
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800		
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
	86	266,200	305,800	355,700				
	87	266,500	306,100	356,100				
	88	266,800	306,400	356,500				

89	267,100	306,700	356,700								
90	267,400	307,000	357,100								
91	267,700	307,300	357,500								
92	268,000	307,600	357,900								
93	268,300	307,800	358,100								
94		308,000	358,400								
95		308,300	358,800								
96		308,700	359,100								
97		308,900	359,400								
98		309,200	359,800								
99		309,500	360,200								
100		309,900	360,600								
101		310,100	361,100								
102		310,400	361,500								
103		310,700	361,900								
104		311,000	362,300								
105		311,200	362,800								
106		311,500	363,200								
107		311,800	363,500								
108		312,100	363,800								
109		312,300	364,200								
110		312,600									
111		313,000									
112		313,300									
113		313,500									
114		313,700									
115		314,000									
116		314,400									
117		314,600									
118		314,800									
119		315,100									
120		315,400									
121		315,700									
122		315,900									
123		316,200									
124		316,500									
125		316,800									
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 俸給月額										
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100	

備考

この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 技能職俸給表（第6条第2項関係）

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800

	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600
	58	249,100	266,900	294,700	320,600	372,100
	59	249,400	267,200	295,200	321,300	372,600
	60	249,600	267,500	295,800	321,900	373,100
	61	249,800	267,800	296,400	322,400	373,500
	62	250,100	268,100	296,900	322,900	
	63	250,400	268,400	297,500	323,500	
	64	250,600	268,700	298,000	324,100	
	65	250,800	268,900	298,500	324,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	66	251,100	269,200	299,000	325,100	
	67	251,400	269,500	299,500	325,500	
	68	251,600	269,700	300,000	326,000	
	69	251,800	269,900	300,400	326,300	
	70	252,100	270,200	300,800	326,800	
	71	252,400	270,500	301,200	327,300	
	72	252,600	270,700	301,600	327,700	
	73	252,800	270,900	302,000	327,900	
	74	253,100	271,200	302,300	328,200	
	75	253,400	271,500	302,700	328,400	
	76	253,600	271,700	303,100	328,700	
	77	253,800	271,900	303,500	329,000	
	78	254,100	272,200	303,900	329,300	
	79	254,400	272,500	304,300	329,600	
	80	254,600	272,700	304,700	329,800	
	81	254,800	272,900	305,000	330,000	
	82	255,100	273,200	305,500	330,300	
	83	255,300	273,500	305,900	330,600	
	84	255,600	273,700	306,400	330,800	
	85	255,800	273,900	306,700	331,000	
	86	256,000	274,100	307,200	331,200	
	87	256,300	274,400	307,700	331,500	
	88	256,600	274,700	308,000	331,800	

89	256,800	274,900	308,400	332,000	
90	257,100	275,100	308,900	332,300	
91	257,400	275,400	309,400	332,600	
92	257,600	275,600	309,900	332,800	
93	257,800	275,900	310,200	333,000	
94	258,100	276,200	310,600	333,300	
95	258,400	276,500	311,000	333,600	
96	258,600	276,700	311,500	333,800	
97	258,800	276,900	311,900	334,000	
98	259,100	277,200	312,300		
99	259,400	277,400	312,600		
100	259,600	277,700	312,900		
101	259,800	277,900	313,200		
102	260,100	278,100	313,600		
103	260,400	278,400	313,900		
104	260,600	278,700	314,300		
105	260,800	278,900	314,600		
106		279,100	315,000		
107		279,400	315,400		
108		279,600	315,600		
109		279,900	315,800		
110		280,200	316,100		
111		280,500	316,400		
112		280,700	316,600		
113		280,900	316,800		
114		281,200	317,100		
115		281,400	317,400		
116		281,600	317,600		
117		281,900	317,800		
118		282,200	318,100		
119		282,500	318,400		
120		282,700	318,600		
121		282,900	318,800		
122		283,100	319,100		
123		283,400	319,400		
124		283,700	319,600		
125		283,900	319,800		
126		284,100	320,100		
127		284,400	320,400		
128		284,700	320,600		
129		284,900	320,800		
130		285,100			
131		285,400			
132		285,700			
133		285,900			
134		286,100			
135		286,400			
136		286,700			

	137		286,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額				
		円	円	円	円	円
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、調査票管理の業務等に従事する職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第3 専門スタッフ職俸給表（第6条第2項関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1		円 375,500	円 449,900	円 503,600
	2		377,000	454,300	509,200
	3		378,500	458,300	514,700
	4		380,000	462,200	520,100
	5		381,400	465,800	525,400
	6		382,900	469,600	530,500
	7		384,300	472,900	535,600
	8		385,700	476,200	540,300
	9		387,200	479,500	543,700
	10		388,500	482,800	546,700
	11		390,000	486,000	549,500
	12		391,400	489,200	552,100
	13		392,900	492,200	554,700
	14		394,600	495,200	557,100
	15		396,300	498,000	559,500
	16		398,000	500,700	561,700
	17		399,400	503,300	563,900
	18		401,000	505,700	566,100
	19		402,600	508,100	568,100
	20		404,100	510,300	570,100
	21		405,800	512,500	572,100
	22		407,000	514,500	
	23		408,300	516,500	
	24		409,600		
	25		410,900		
	26		412,000		
	27		413,100		
	28		414,000		
	29		415,000		
	30		416,000		
	31		417,000		
	32		417,900		
	33		418,700		
	34		419,000		
	35		419,300		
	36		419,600		
	37		419,800		
	38		420,100		
	39		420,400		
	40		420,700		

	41	420,900			
	42	421,100			
	43	421,400			
	44	421,700			
	45	422,000			
	46	422,300			
	47	422,600			
	48	422,800			
	49	423,000			
	50	423,300			
	51	423,600			
	52	423,800			
	53	424,000			
	54	424,300			
	55	424,600			
	56	424,800			
	57	425,000			
	58	425,300			
	59	425,600			
	60	425,800			
	61	426,000			
	62	426,300			
	63	426,600			
	64	426,800			
	65	427,000			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額	基 準 俸給月額
		円	円	円	円
		341,600	446,700	503,100	643,300

備考 この表は、高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、業務の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で理事長が定めるものに適用する。

別表第4 審議役俸給表（第6条第2項関係）

号	俸	俸給月額
		円
1		567,100
2		574,100
3		580,000
4		584,800
5		588,800
6		591,700
7		594,100
8		596,000
9		597,900
10		599,800
11		601,700
12		603,600
13		605,500
14		607,400
15		609,300
16		611,200
17		613,100
18		615,000
19		616,900
20		618,800

備考 この表は、審議役の職務に従事する職員に適用する。

別表第5 第2号任期付研究員俸給表（第38条関係）

号 債	俸 給 月 額
1	円 358,000
2	395,000
3	424,000